

ガバナンス・コードに関する規程

公益財団法人野口研究所（以下「この法人」という）は、公益法人としてのガバナンスが重要となっている現状に鑑み、以下のガバナンス・コードを策定し、役職員がこれを遵守することにより、公益法人として持続的かつ効果的な発展をはかるものとする。

（公益財団法人の使命と目的）

第1条 この法人は公益法人としての使命ならびに目的を明確に意識し、この法人の公益目的事業の遂行と法人自体の運営を、持続的かつ効果的に行うものとする。

（誠実性・社会への理解促進）

第2条 この法人の役職員は、一般の人々が公益法人に寄せる信認と信頼が重要であることを常に認識し、日頃の行動は誠実性をもって実行し、個人の利益となることは行わず、利益相反となる取引については、行うとしても法令並びに内部規範に則るものとする。

また、この法人は、法令等に従って情報を公開するのみならず、自らが行っている公益目的事業について積極的に一般の人々に対して公開し、社会一般からの理解を得るよう努力するとともに、市民の参加と協力を仰ぎ、市民社会における一員として活動するものとする。

（公益法人の機関の権限（役割）と運営）

第3条 公益法人の機関の権限（役割）と運営は、法令に定められているが、この法人はその意義について明確に意識するとともに、それぞれの機関においては、法令に沿った形式を踏むとともに、内容のある議論にもとづいた運営を行うものとする。

（公益法人の業務執行）

第4条 この法人は、理事会による業務執行の決定・監督にあたっては、法人の公益目的事業の目的と意義に沿って、主体的にかつ代表理事・執行理事ならびに他の理事及び職員と連帯して行動する。

そのためには、代表理事・業務執行理事の選任・解任に留意するとともに、それぞれの役割と責任を明確に規定する他、幹部職員の任命や事務取扱手続等を定めて適用する。

（理事会の有効な運営）

第5条 この法人は理事会において選任された代表理事や業務執行理事のリーダーシップのもと、法人の保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となって職員とチームを組んで事業を推進する。

事業の執行については、理事同士が執行の監督を行うとともに、監事や会計監査人の外部的視点からの監査監督を十分に行う。

(情報公開・説明責任・透明性)

第6条 この法人は、運営上の規律の遵守を確保し、義務や責任を果たしていることの証として、この法人の事業活動について積極的に情報開示することで世間に対する透明性を確保し、説明責任を果たす。

(リスク管理・個人情報の保護)

第7条 この法人は、リスクの範囲が広がり、または先鋭化している現状では、この法人自体のみならず関係者(stakeholder)を守るため、リスクへの対応がより重要となっていることを認識し、それを管理する体制を構築する。

また、個人情報の保護等については、細心の注意と対策が必要であり、この法人として組織的な管理を徹底する。

(コンプライアンス・公益通報者保護)

第8条 この法人が公益法人として関連する法令や定款等を遵守する(comply)ことは当然であるが、理事会は、役職員等が遵守していることを常に確認する。

また、これを担保するため、役職員等が不利益を被ることなく、役職員等ならびに他の従業員のコンプライアンス違反を内部通報できる体制を整備し運用する。

(改廃)

第9条 本ガバナンス・コードの改廃は常任理事会の決議を経て行う。

別紙に各条の関連規程等を示す。

改訂履歴

改訂日	改訂理由／内容等
2022年12月 1日	制定

(別紙) ガバナンス・コード 関連規程等

第1条 公益財団法人の使命と目的

【定款 第2章 目的及び事業 第3条 (目的)】

【定款 第2章 目的及び事業 第4条 (事業)】

第2条 誠実性・社会への理解促進

【定款 第5章 役員等及び理事会 第1節 役員等 第39条 (取引の制限)】

【定款 第9章 情報公開 第60条 (情報公開)】

【情報公開規程】

【定款 第7章 事務局 第59条 (備付け帳簿及び書類)】

第3条 公益法人の機関の権限(役割)と運営

【定款 第4章 評議員及び評議員会 第1節 評議員 第18条 (権限)】

【定款 第4章 評議員及び評議員会 第2節 評議員会 第21条 (構成及び権限)】

【評議員会運営規則】(定款 第31条)

【定款 第5章 役員等及び理事会 第1節 役員等 第34条 (理事の職務及び権限)】

【業務分掌および職務権限規程】

【定款 第5章 役員等及び理事会 第1節 役員等 第35条 (監事の職務及び権限)】

【定款 第5章 役員等及び理事会 第2節 理事会 第42条 (権限)】

【A102 理事会運営規則】(定款 第51条)

【A1021 常任理事会運営規則】

【定款 第10章 補足 第62条 (委任)】

第4条 公益法人の業務執行

【定款 第5章 役員等及び理事会 第1節 役員等 第33条 (選任等)】

【定款 第5章 役員等及び理事会 第1節 役員等 第34条 (理事の職務及び権限)】

【A2031 業務分掌および職務・権限規程】←定款では「・」なし

【定款 第5章 役員等及び理事会 第1節 役員等 第37条 (解任)】

【定款 第5章 役員等及び理事会 第2節 理事会 第42条 (権限)】

第5条 理事会の有効な運営

【定款 第5章 役員等及び理事会 第1節 役員等 第35条 (監事の職務及び権限)】

【定款 第5章 役員等及び理事会 第2節 理事会 第42条 (権限)】

第6条 情報公開・説明責任・透明性

【定款 第9章 情報公開 第60条（情報公開）】

【A301 情報公開規程】

第7条 リスク管理・個人情報の保護

【A30 リスク管理規程】

【D20 個人情報管理規程】

第8条 コンプライアンス・公益通報者保護

【D101 コンプライアンス規程】

【D1011 コンプライアンス・ホットライン運営要綱】